

社会福祉評議会規約

第1章 総則

第1条 この評議会は、全日本自治団体労働組合福島県本部（以下「県本部」という。）規約第20条の規定に基づく社会福祉評議会（以下「評議会」という。）とよび、事務所を県本部におく。

第2条 本評議会は、県本部の運動方針にそって、次のことを目的として活動する。

- (1) 社会福祉職場の基本的権利を守り労働条件の維持改善をはかること。
- (2) 社会福祉労働者としての意識の向上をはかり、組合の団結をたかめること。
- (3) 地域住民と提携し、自治体の民主化を達成すること。
- (4) 住民の健康と福祉をまもるため、国民の生活闘争として組織化をはかること。

第3条 本評議会は、県本部の組合員のうち、社会福祉職場に勤務する者を主たる構成員として組織する。

第4条 本評議会を構成する組合は、次の権利と義務を有する。

- (1) 評議会のすべての問題に参加すること。及び均等の取扱いを受けること。
- (2) 評議会の役員を選出し、または選出されて役員に就任すること。
- (3) 評議会機関の決定に服すること。

第2章 機関

第5条 本評議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

第6条 総会は、本評議会の最高決議機関であって議長がこれを召集する。

2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第7条 総会で決めなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 活動報告、運動方針
- (2) 予算、決算ただし、それは県本部の予算、決算をこれにあてるものとする。
- (3) 役員を選出
- (4) その他重要事項

第8条 幹事会は、本評議会の執行機関であって議長、副議長、事務局長、幹事及び各部会長で構成する。

幹事会は必要に応じ議長が召集し、総会、幹事会で

決められたことを執行する。

第3章 役員

第9条 本評議会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 部会長 | 4名 |

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 議長は評議会を代表する。
- (2) 副議長は議長を補佐し、議長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 事務局長は、議長、副議長を補佐し、業務の執行にあたる。
- (4) 幹事は、業務を分掌し、その執行にあたる。
- (5) 部会長は、各部の業務の執行にあたる。

第11条 役員の仕事は1年とし、再選を妨げない。ただし、任期途中において、欠員が生じたときは、幹事会においてこれを補充することができ、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会計

第12条 本評議会の経費は、県本部会計より支出する。

第13条 本評議会の会計は、事務局長がこれにあたる。ただし、会計の出納業務は、県本部会計があたる。

会計監査は、県本部の会計監査をもってこれにあたる。

第5章 雑則

第14条 本評議会のなかに次の部会を設けることができる。

- (1) 保育部会
- (2) 介護部会
- (3) 福祉事務所・児童相談所部会
- (4) 施設部会

第15条 この規約の定めない事項については、県本部の諸規定を準用する。

2 この規約は、1979年3月2日より実施する。

3 この規約は、2008年1月26日改正し、2008年4月1日から施行する。

公営企業評議会規約

第1章 総則

第1条 本評議会は、全日本自治団体労働組合福島県本部（以下「県本部」という。）規約第20条の規定に基づき、公営企業評議会（以下「評議会」という。）と称し、事務局を県本部内におく。

第2条 本評議会は、県本部加盟単組のうち公営企業職場（水道・下水道・県職公企）に働く組合員で組織する。

第3条 本評議会は、県本部の補助機関として県本部の規約、運動方針に基づいて公営企業労働者の労働条件の維持改善及び社会的、経済的地位の向上をはかることを目的とする。

第4条 本評議会は、前条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 公営企業職場で働く権利確立と労働条件の維持改善をはかること。
- (2) 公営企業に関する各種調査、研究及び情報の交換。
- (3) 公営企業職場に働く組合員の交流と連帯を深めること。
- (4) 地域住民との連携をはかり、住民のための公営企業確立をはかること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

第2章 機関

第5条 本評議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

2 必要に応じて専門部会を設置することができる。専門部会の設置と運営については幹事会で定める。

第6条 総会は、本評議会の最高決議機関で毎年1回議長が召集する。ただし幹事会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催する。

3 総会は、代議員の過半数の出席で成立し、議事は出席代議員の過半数で決定する。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

4 総会では次の事項を決定する。

- (1) 規約の決定及び変更
- (2) 活動方針
- (3) 予算及び決算の承認

(4) 役員の選出と承認

(5) その他必要な事項

第7条 幹事会は、本評議会の執行機関であり、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び幹事をもって構成する。

2 幹事会は必要に応じて議長が召集し、総会、幹事会で決定したことを執行する。

第3章 役員

第8条 本評議会に次の役員をおく。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 幹事 若干名

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 議長は本評議会を代表し、業務を総括する。
- (2) 副議長は議長を補佐し、議長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 事務局長は、議長の命を受け、業務の執行にあたる。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局の事務を処理する。
- (5) 幹事は、業務を分掌し、その執行にあたる。

第10条 役員の任期は1年とし、総会で選出する。ただし、再任を妨げない。

第4章 会計

第11条 本評議会の経費は、県本部予算より支出する。

第12条 本評議会の会計年度は、県本部会計年度に準じる。

第5章 雑則

第13条 この規約に定めのない事項については、県本部規約及び諸規定を準ずる。

2 この規約の改廃は、総会での決定を経て、県本部中央執行委員会の承認を得なければならない。

附則

この規約は1994年11月9日から施行する。

公共サービス民間労働組合評議会規約

第1章 総則

第1条 本評議会は、全日本自治団体労働組合福島県本部（以下「県本部」という。）規約第20条の規定に基づき、公共サービス民間労働組合評議会（略称 公共民間評議会とし、以下「評議会」という。）と称し、事務局を県本部内におく。

第2条 本評議会は、県本部加盟の公共サービス民間労働組合で組織する。

第3条 本評議会は、県本部の補助機関として県本部規約、運動方針に基づいて公共サービス民間労働者の維持改善及び社会的、経済的地位の向上をはかりことを目的とする。

第4条 本評議会は、前条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 公共サービス民間職場で働く者の権利確立と労働条件の維持改善をはかること。
- (2) 公共サービス民間職場に関する各種調査、研究及び情報の交換。
- (3) 公共サービス民間職場に働く組合員の交流と連帯を深めること。
- (4) 地域住民と連携をはかり、住民・利用者のための職場確立をはかること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

第2章 機関

第5条 本評議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 単組代表者会議
- (3) 幹事会

2 必要に応じて専門部会を設置することができる。専門部会の設置と運営については単組代表者会議及び幹事会で定める。

第6条 総会は、本評議会の最高決定機関で毎年1回議長が召集する。ただし、幹事会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催する。

2 総会は、代議員及び役員で構成する。ただし、代議員数は幹事会で決定する。

3 総会は、代議員の過半数の出席で成立し、議事は出席代議員の過半数をもって決定する。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

4 総会では次の事項を決定する。

- (1) 規約の決定及び変更

- (2) 活動方針

- (3) 予算及び決算の承認

- (4) 役員を選出と承認

- (5) その他必要な事項

第7条 幹事会は、本評議会の執行機関であって議長、副議長、事務局長、幹事及び各部会長で構成する。

2 幹事会は必要に応じ議長が召集し、総会、幹事会で決められたことを執行する。

第3章 役員

第8条 本評議会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 1名 |
| (5) 幹事 | 若干名 |

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 議長は本評議会を代表し、業務を総括する。

- (2) 副議長は議長を補佐し、議長事故あるときはこれを代理する。

- (3) 事務局長は、議長の命を受け、業務の執行にあたる。

- (4) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局の事務を処理する。

- (5) 幹事は、業務を分掌し、その執行にあたる。

第10条 役員の仕事は1年とし、総会で選出する。ただし、再任を妨げない。

第4章 会計

第11条 本評議会の経費は、県本部予算より支出することを原則とする。

第12条 本評議会の会計年度は県本部会計に準ずる。

第5章 雑則

第13条 この規約に定めない事項については、県本部規約及び諸規定に準用する。

2 この規約の改廃は、総会での決定を経て、県本部中央執行委員会の承認を得なければならない。

附則

この規約は2009年2月3日から施行する。